

白川町訓令甲第45号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成28年白川町訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 集落営農組織等 次のいずれかに該当する組織をいう。</u></p> <p><u>ア 営農集落組織</u></p> <p><u>イ 農事組合法人</u></p> <p><u>ウ 代表者及び規約の定めがあり、会計手続を実施する体制が整っており、農地を守る意志があると町長が認められる団体</u></p> <p>(対象農用地)</p> <p>第4条 対象農用地は、対象地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地（集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の一団の農用地の合計面積が1ha以上である場合を含む。また、一団の農用地であっても傾斜が異なる農用地で構</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>成される場合等に、当該一団の農用地の一部を対象とすることができます。) であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町長の判断により対象となる農用地</p> <p>ア 緩傾斜地で、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する農用地</p> <p>(ア) 集落営農組織<u>等</u>が整備されてい る<u>地域の田畠</u></p> <p>(イ) 土地改良事業が完了している畑</p> <p>イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い農用 地として、次の (ア) ~ (ウ) のい ずれにも該当する農用地</p> <p>(ア) 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外 の団地</p> <p>(イ) 農業従事者の高齢化率 40 %以 上であること。</p> <p>(ウ) 耕作放棄率が田で 8 %以上、畑 で 15 %以上であること。</p> <p><u>別表第 2 (第 6 条関係)</u></p> <p>【別記 参照】</p>	<p>成される場合等に、当該一団の農用地の一部を対象とすることができます。) であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町長の判断により対象となる農用地</p> <p>ア 緩傾斜地で、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する農用地</p> <p>(ア) 集落営農組織<u>等</u>が整備されてい る<u>田</u></p> <p>(イ) 土地改良事業が完了している畑</p> <p>イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い農用 地として、次の (ア) ~ (ウ) のい ずれにも該当する農用地</p> <p>(ア) 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外 の団地</p> <p>(イ) 農業従事者の高齢化率 40 %以 上であること。</p> <p>(ウ) 耕作放棄率が田で 8 %以上、畑 で 15 %以上であること。</p> <p><u>別表第 2 (第 6 条関係)</u></p> <p>【別記 参照】</p>

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算から適用する。

【別記】

改 正 後

加算措置（10a当たり）

加算区分	加算額
棚田地域振興活動加算	10,000円（急傾斜）
	14,000円（超急傾斜）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円
ネットワーク加算	10,000円（～5ha部分）
	4,000円（5ha～10ha部分）
	1,000円（10ha～40ha部分）
スマート農業加算	5,000円

備考 棚田地域振興活動加算の対象となる農地のうち、勾配が田で1／10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

改 正 前

加算措置（10aあたり）

加算区分	棚田地域振興	超急傾斜農地	集落協定広域	集落機能強化	生産性向上加算
	活動加算	保全管理加算	化加算	加算	
加算額	10,000 円	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円